

教児安第659号
令和4年12月6日

関係市教育委員会
学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長
(公印省略)

高校生の自転車の安全利用に向けた対策について (依頼)

日頃から、学校安全の推進について御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことにつきまして、令和4年12月2日付け交総発第341号により、千葉県警察本部交通部交通総務課長から、別添写しのとおり依頼がありました。

つきましては、貴管下の市立高等学校及び特別支援学校（高等部）に対し周知していただくとともに、下記の内容に基づいた交通安全教育を通じて、生徒の自転車の安全利用及び乗車用ヘルメットの着用が推進されるよう、御指導をお願いいたします。

記

1 自転車の安全利用

- ・高校生の交通事故の約6割は登下校中に発生し、その9割以上は自転車乗車中の事故であること。
- ・自転車で安全に道路を通行するための知識と遵法意識を身につけることが、交通事故防止に繋がること。(各種交通安全教育資料等を活用し、改めて自転車安全利用と交通ルール等を指導すること。)

2 乗車用ヘルメットの着用

- ・自転車乗車中にヘルメットを着用していない時の交通事故による致死率は、着用時と比べ約2.2倍に高まること。(頭部損傷を防ぐ高い効果があること。)
- ・今後、道路交通法の改正にともない、自転車乗用時のヘルメット着用については、全ての年代で努力義務が課せられていること。

担 当

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 安全班 指導主事 田中 福太郎 TEL：043（223）4091

教児安第659号
令和4年12月6日

関係教育事務所長 様

教育振興部児童生徒安全課長

高校生の自転車の安全利用に向けた対策について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり、市立高等学校及び特別支援学校（高等部）を所管している関係市教育委員会学校安全主管課長宛てに通知しましたので、御了知願います。

担 当

教育振興部児童生徒安全課安全班 指導主事 田中 福太郎 TEL：043（223）4091
--



教児安第659号
令和4年12月6日

関係市教育委員会
学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長
(公印省略)

高校生の自転車の安全利用に向けた対策について (依頼)

日頃から、学校安全の推進について御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことにつきまして、令和4年12月2日付け交総発第341号により、千葉県警察本部交通部交通総務課長から、別添写しのとおり依頼がありました。

つきましては、貴管下の市立高等学校及び特別支援学校（高等部）に対し周知していただくとともに、下記の内容に基づいた交通安全教育を通じて、生徒の自転車の安全利用及び乗車用ヘルメットの着用が推進されるよう、御指導をお願いいたします。

記

1 自転車の安全利用

- ・高校生の交通事故の約6割は登下校中に発生し、その9割以上は自転車乗車中の事故であること。
- ・自転車で安全に道路を通行するための知識と遵法意識を身につけることが、交通事故防止に繋がること。（各種交通安全教育資料等を活用し、改めて自転車安全利用と交通ルール等を指導すること。）

2 乗車用ヘルメットの着用

- ・自転車乗車中にヘルメットを着用していない時の交通事故による致死率は、着用時と比べ約2.2倍に高まること。（頭部損傷を防ぐ高い効果があること。）
- ・今後、道路交通法の改正にともない、自転車乗用時のヘルメット着用については、全ての年代で努力義務が課せられていること。

担 当

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 安全班 指導主事 田中 福太郎 TEL : 043 (223) 4091

教児安第659号
令和4年12月6日

関係県立学校長 様

教育振興部児童生徒安全課長

高校生の自転車の安全利用に向けた対策について（依頼）

このことについて、令和4年12月2日付け交総発第341号により、千葉県警察本部交通部交通総務課長から、別添写しのとおり依頼がありました。

ついては、貴校教職員に対し周知するとともに、下記の内容に基づいた交通安全教育を通じて、生徒の自転車の安全利用及び乗車用ヘルメットの着用が推進されるよう、御指導願います。

記

1 自転車の安全利用

- ・高校生の交通事故の約6割は登下校中に発生し、その9割以上は自転車乗車中の事故であること。
- ・自転車で安全に道路を通行するための知識と遵法意識を身につけることが、交通事故防止に繋がること。（各種交通安全教育資料等を活用し、改めて自転車安全利用と交通ルール等を指導すること。）

2 乗車用ヘルメットの着用

- ・自転車乗車中にヘルメットを着用していない時の交通事故による致死率は、着用時と比べ約2.2倍に高まること。（頭部損傷を防ぐ高い効果があること。）
- ・今後、道路交通法の改正にともない、自転車乗用時のヘルメット着用については、全ての年代で努力義務が課せられていること。

担 当

教育振興部児童生徒安全課安全班

指導主事 田中 福太郎

TEL：043（223）4091



交総発第341号
令和4年12月2日

千葉県教育庁教育振興部
児童生徒安全課長様

千葉県警察本部
交通部交通総務課長

高校生の自転車の安全利用に向けた対策について
時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

貴職には平素より交通安全活動を始め、警察業務各般にわたり、深い御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年10月末現在、高校生の交通事故の発生状況につきましては、発生件数及び負傷者ともに前年同期と比べて減少しているものの、死者数は増加している状況にあります。

高校生の交通事故の約6割は登下校中に発生し、その9割以上は自転車乗車中の事故が占めていることから、学生自身に自転車で安全に道路を通行するための知識と、遵法意識を身につけてもらうことが、交通事故の防止に繋がると考えます。

また、自転車乗車中にヘルメットを着用していない時の交通事故による致死率は、着用時と比べ約2.2倍に高まるなど、自転車事故で最も多い頭部の損傷を防ぐ高い効果があるほか、今後、道路交通法の改正にともない、自転車乗用時のヘルメット着用については、全ての年代で努力義務が課せられることとなります。

県警では、交通安全教室や登下校時の街頭指導を実施するとともに、交通指導取締りを強化してまいりますが、自転車の安全利用及び乗車用ヘルメットの着用につきましては、改めて各学校において繰り返し御指導いただきますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

敬具

本件担当

千葉県警察本部交通部交通総務課安全教育第2係
043-201-0110 (内線: 5055)

